

総税企第39号
令和5年4月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長 殿
各指定都市議会議長

総務大臣
(公印省略)

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）は令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

一 総括的事項

令和5年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しを行うこととした。
- (2) 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化等の納税環境の整備を行うこととした。
- (3) 航空機燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直しを行うこととした。

二 地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正に関する事項

第一 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 所得割の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合には、一定の純損失の金額及び雑損失の金額の繰越期間を3年から5年に延長することとした（法33、令7の9、7の12、7の13の4②③、附則4⑥⑦、附則4の2⑤⑥）。
- (2) 都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした。
 - ア 総務大臣による特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準（以下「指定基準」という。）に、以下の基準を加えることとした（法37の2②、則1の17①）。
 - ① 都道府県等が指定の効力を生ずる日前1年以内（当該都道府県等が指定を受けていた期間に限る。以下「特定期間」という。）において適合すべきこととされていた基準に適合していたこと。
 - ② 特定期間において行われた報告の求めに対し、報告をしなかったことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。
 - イ 総務大臣は、指定をした都道府県等が指定基準（ア①及び②に掲げる基準を含む。）のいずれかに適合しなくなった又は適合していなかったと認めるときは、指定を取り消すことができることとした（法37の2⑥）。
 - ウ 指定を取り消された都道府県等が、指定取消期間を経過した後に指定を受けるため、申出書等を総務大臣に提出することができる期間について、所要の措置を講ずることとした（則1の16④）。
- (3) 給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとした（法45の3の2②、則2の3の3⑩～⑫）。
- (4) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和9年度分の個人の道府県民税まで延長することとした（法附則6①）。
- (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和8年

- 3月31日まで延長することとした（法附則33の3④）。
- (6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和8年度分の個人の道府県民税まで延長することとした（法附則34の2①②）。
- (7) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、以下の措置を講ずることとした。
- ア 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設立特定株式を加えることとした（法附則35の3①、令附則18の6②）。
- イ 一般株式等に係る譲渡所得等について、所得税法等の規定の例によらない規定として、租税特別措置法施行令第25条の12第8項及び第25条の12の2第7項を追加することとした（令附則18①）。
- (8) 所得割の納税義務者が配偶者控除の適用を受けている配偶者を有する場合は、配偶者特別控除の適用は受けられないこととした（法34①XのII）。
- (9) 法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を含まないこととする事とした（法23①IV）。

2 事業税

- (1) 公共法人（法第72条の4第1項各号に掲げる法人をいう。以下同じ。）が収益事業を行う公益法人等（法第72条の5第1項各号に掲げる法人をいう。以下同じ。）に該当することとなった場合等には、その事実が生じた法人の事業年度は、その事実が生じた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、同日の翌日から開始するものとする事とした（法72の13⑤IV⑬、令15）。
- (2) 公共法人が公共法人及び公益法人等以外の法人に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度においては、中間申告納付をすることを要しないものとする事とした（法72の26①）。
- (3) 通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算法人の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、次のとおり改める事とした（法72の29⑤⑥、72の30①）。
- ア その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、その事業年度終了の日から二月以内とする事。
- イ その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について、法人の事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用できる事とする事。
- (4) 一定の要件を満たす蓄電用の電気工作物を用いて電気を放電する事業を発電事業とすることに伴い、法人の事業税の分割基準等について、所要の規定の整備を行う事とした（法72の48③II、則3の14②、6の2の2⑤）。
- (5) 個人の事業税の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合には、一定の損失の金額の繰越期間を3年から5年に延長することとした（法72の49の12⑨~⑫、令35の3の7）。
- (6) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3

月 31 日まで延長することとした（法附則 9 ③）。

- (7) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、次の金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則 9 ⑧、令附則 6 の 2 ②、則附則 2 の 7 の 2）。

ア 当該電気供給業を行う法人が他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合において、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する金額

イ 当該電気供給業を行う法人が配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、一般送配電事業者の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、当該一般送配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うときに、当該配電事業に係る定期支払額として支払うべき金額に相当する金額

ウ 当該電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合において、配電事業者が当該電気供給業を行う法人の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うときに、当該配電事業に係る定期支払額として支払うべき金額に相当する金額

- (8) 株式会社脱炭素化支援機構について、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額から政府の出資の金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則 9 ⑨）。

- (9) 法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を適用するための必要な読替えに係る規定を削除することとした（令 20 の 3）。

- (10) 収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源としての価値を有することを証する一定のものを購入した場合（電気事業法に規定する卸電力取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。）であって、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う一定の場合における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額を追加する措置について、非化石電源の範囲に水素・アンモニア・CCS 火力由来の電源を追加するための規定の整備を行うこととした（令 22Ⅷ、則 4 の 2 の 2 ①）。

3 不動産取得税

- (1) 福島国際研究教育機構が取得する不動産について、非課税措置を講ずることとした（法 73 の 3 ①）。

- (2) 不動産取得税に係る質問検査権について、納税義務者にその者の取得に係る家屋を引き渡したと認められる者が対象となることを明確化することとした（法 73 の 8 ①）。

- (3) 国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）への参加者が取得する博覧会の会場内において博覧会の用に供する一

定の家屋について、非課税措置を講ずることとした（法附則10の2②、令附則6の17）。

(4) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）との間に家屋を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が取得する当該家屋について、非課税措置を講ずることとした（法附則10の2③、則附則3の2の6）。

(5) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則10①）。

イ 鉄道事業者が取得する全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長すること（法附則10②）。

ウ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則10③）。

エ 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画又は福島復興再生特別措置法の規定による公告があった一定の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則11①）。

オ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則11③）。

カ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則11④）。

キ 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則11⑤）。

ク 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則11⑨）。

ケ 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則11⑩）。

コ 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則11⑯）。

サ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則11の4②）。

- シ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則11の4④）。
- (6) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。
- ア 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる認定事業のうち事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものの事業区域の面積の要件を原則1ヘクタール以上とした上、その対象資産の取得期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則11⑦、令附則7⑩、則附則3の2の13）。
- イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置について、その対象となる貸家住宅の床面積の要件を160平方メートル以下（現行180平方メートル以下）とした上、その適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則11⑩、令附則7⑯⑰）。
- ウ 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる資産に保育所を追加し、その対象となる資産から劇場を除外した上、その適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則11⑫、令附則7⑱⑳）。
- エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置について、その対象となる貸家住宅の床面積の要件を160平方メートル以下（現行180平方メートル以下）とした上、その適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則11の4①、令附則8）。
- (7) 次に掲げる税額の減額措置等を廃止することとした。
- ア 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置（旧法附則11の4①、旧令附則9）
- イ 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置（旧法附則51の2）

4 軽油引取税

- (1) 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊（以下「オーストラリア軍隊」という。）が公用に供する軽油の輸入をする場合等について、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとした（法144の3⑤、144の6の2、144の32⑨）。

- (2) オーストラリア軍隊が国内において行う軽油の引取りについて、自衛隊と同等の条件で軽油引取税の課税免除措置を講ずることとした（法附則 12 の 2 の 7 ①⑦⑧、則附則 4 の 7 ⑫）。
- (3) オーストラリア軍隊が行う軽油の引取りに対する課税免除の特例措置の対象から、日本の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律により道路運送車両法の規定が適用されない自動車を除外することとした（令附則 10 の 2 の 2 ①）。

5 自動車税

- (1) オーストラリア軍隊が所有する自動車のうち公用に供するものに対しては、自動車税を非課税とする措置を講ずることとした（法 148 ③）。
- (2) 環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税措置について、令和 6 年 1 月 1 日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした（法 149 ①～③、則 9 の 2 ⑧～⑳）。
- (3) 環境性能割の税率について、令和 6 年 1 月 1 日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした（法 157、則 9 の 4）。
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和 7 年 3 月 31 日まで延長することとした（法附則 12 の 2 の 10 ①）。
- (5) 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を廃止することとした（旧法附則 12 の 2 の 10 ②、附則 12 の 2 の 12 ②）。
- (6) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得した一定の軽油自動車に係る環境性能割の非課税措置を廃止することとした（旧法附則 12 の 2 の 10 ③）。
- (7) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に取得した一定の軽油自動車に係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和 5 年 12 月 31 日まで延長することとした（法附則 12 の 2 の 10 の ②）。
- (8) 非課税対象車等に係る環境性能割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときに、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する等の特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした（法附則 12 の 2 の 11 ③⑤）。
 - ア 当該認定等の申請をした者等の不正行為に起因し環境性能割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき環境性能割の額は、当該不足額に 100 分の 35（現行 100 分の 10）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすること。
 - イ アの者が納付した環境性能割の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこと。
- (9) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バ

ス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした(法附則12の2の13①)。

- (10) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした(法附則12の2の13②)
- (11) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした(法附則12の2の13③)
- (12) 車両総重量が8tを超える一定のトラック(被けん引自動車を除く。(13)及び(14)において同じ。)のうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに終わったときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした(法附則12の2の13④、則附則4の11⑧~⑩)。
- (13) 車両総重量が8tを超える一定のトラックのうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和6年4月30日まで延長することとした(法附則12の2の13⑤、則附則4の11⑫)。
- 。
- (14) 一定の乗用車、バス又は車両総重量が3.5tを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに終わったときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした(法附則12の2の13⑥、則附則4の11⑬~⑮)。
- (15) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした(法附則12の3、則附則5の2③~⑩)。

ア 環境負荷の少ない自動車

- ① 令和5年度から令和7年度までの間に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の75を軽減する特例措置を講ずること。
- ② 令和5年度及び令和6年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の50を軽減する特例措置を講ずること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15(バス及びトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措

置を講ずることとした。

- ① ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
 - ② 軽油自動車その他の①に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度
- (16) 減税対象車に係る種別割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したることによるものであるときに、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用する等の特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした（法附則12の5③⑤）。
- ア 当該認定等の申請をした者等の不正行為に起因し種別割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき種別割の額は、当該不足額に100分の35（現行100分の10）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすること。
- イ アの者が納付した種別割の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこと。
- (17) 環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税措置について、令和7年4月1日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした（法149、則9の2⑧～⑩）。
- (18) 環境性能割の税率について、令和7年4月1日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした（法157、則9の4）。
- (19) 令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に取得した一定の軽油自動車に係る環境性能割の非課税措置を廃止することとした（2条改正前法附則12の2の10②）。

第二 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 所得割の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合には、一定の純損失の金額及び雑損失の金額の繰越期間を3年から5年に延長することとした（法314、令48の3、48の5の4、48の7①、附則4⑮⑯、附則4の2⑭⑮）。
- (2) 都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした。

ア 総務大臣による指定基準に、以下の基準を加えることとした（法314の7②、則1の17①）。

 - ① 都道府県等が特定期間において適合すべきこととされていた基準に適合していたこと。
 - ② 特定期間において行われた報告の求めに対し、報告をしなかったことがなく、か

つ、虚偽の報告をしたことがないこと。

イ 総務大臣は、指定をした都道府県等が指定基準（ア①及び②に掲げる基準を含む。）のいずれかに適合しなくなった又は適合していなかったと認めるときは、指定を取り消すことができることとした（法 3 1 4 の 7 ⑥）。

ウ 指定を取り消された都道府県等が、指定取消期間を経過した後に指定を受けるため、申出書等を総務大臣に提出することができる期間について、所要の措置を講ずることとした（則 1 の 1 6 ④）。

- (3) 給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとした（法 3 1 7 の 3 の 2 ②、則 2 の 3 の 3 ⑩～⑫）。
- (4) 給与支払報告書等の提出義務者のうち地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならないものが、書面に代えて光ディスク等による提出をするための要件である市町村長の承認を不要とする等所要の措置を講ずることとした（法 3 1 7 の 6 ⑦）。
- (5) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和 9 年度分の個人の市町村民税まで延長することとした（法附則 6 ④）。
- (6) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和 8 年 3 月 3 1 日まで延長することとした（法附則 3 3 の 3 ⑧）。
- (7) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和 8 年度分の個人の市町村民税まで延長することとした（法附則 3 4 の 2 ④⑤）。
- (8) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、以下の措置を講ずることとした。
 - ア 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設立特定株式を加えることとした（法附則 3 5 の 3 ⑪、令附則 1 8 の 6 ⑱）。
 - イ 一般株式等に係る譲渡所得等について、所得税法等の規定の例によらない規定として、租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 2 第 8 項及び第 2 5 条の 1 2 の 2 第 7 項を追加することとした（令附則 1 8 ①）。
- (9) 所得割の納税義務者が配偶者控除の適用を受けている配偶者を有する場合は、配偶者特別控除の適用は受けられないこととした（法 3 1 4 の 2 ① X の II）。
- (10) 国税において可能とされているクラウド等を利用した支払調書等の提出方法について、同様の方法により個人住民税においても給与支払報告書等の提出を行うことができることとした（則 1 0 ⑥～⑱）。
- (11) 個人住民税における給与所得等に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書について、記載事項の簡素化を行うこととした（則 1 0 の 2 の 2 II）。
- (12) 個人住民税の各種様式について、森林環境税に係る記載を追加することとした（則 I の III 様式、II 様式、III 様式、III 様式別表、IV 様式、X VIII 様式、X IX 様式）。
- (13) 法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対

する法人税の額を含まないこととする事とした（法292④IV）。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫について、非課税措置を講ずることとした（法348④）。
- (2) 福島国際研究教育機構が所有する固定資産について、非課税措置を講ずることとした（法348⑥、法702の2①）。
- (3) 固定資産税に係る質問検査権について、納税義務者にその者の所有に係る家屋を引き渡したと認められる者が対象となることを明確化することとした（法353①、396①）。
- (4) 道府県知事又は総務大臣が所有者に対して行う固定資産の価格等の通知について、所有者の申出がある場合には、当該価格等を電磁的方法により通知しなければならないこととする等の措置を講ずることとした（法393②③、則15の6の2）。
- (5) 博覧会への参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の家屋及び償却資産について、令和6年度から令和8年度までの固定資産税及び都市計画税に限り、非課税措置を講ずることとした（法附則14の2②、令附則10の4）。
- (6) 博覧会協会との間に固定資産を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が博覧会協会に無償で貸し付ける一定の固定資産について、令和6年度から令和8年度までの固定資産税及び都市計画税に限り、非課税措置を講ずることとした（法附則14の2③、則附則5の4）。
- (7) 中小事業者等が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間はその価格の2分の1の額とすることとした。ただし、当該機械装置等のうち租税特別措置法に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る一定の事項が記載された認定先端設備等導入計画に従って取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から4年度間）はその価格の3分の1の額とすることとした（法附則15④、令附則11④④④、則附則6⑤⑤⑤）。
- (8) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（路線定期運行を行う者に限る。）が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定による認定を受けた道路運送高度化実施計画に基づき実施する道路運送高度化事業の用に供する一定の電気自動車の充電の用に供する一定の土地及び償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を、当該土地及び償却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から令和10年3月31日までの期間内に最初に当該道路運送高度化事業の用に供されてから5年度間はその価格の3分の1の額とすることとした（法附則15④、令附則11⑤⑤、則附則6⑥⑥⑥⑥）。
- (9) 修繕等を含む一定の大規模な工事が行われたマンションについて、次のとおり固定資産税の減額措置を講ずることとした（法附則15の9の3、令附則12④④④、則附則

7 ⑬⑭⑮⑯)。

ア 新築された日から20年以上を経過したマンションのうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定による助言若しくは指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション又は管理計画認定マンションで一定のものであって、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む一定の大規模な工事が行われたものに係る区分所有に係る家屋について、当該工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の例で定める割合に相当する額を減額することとした。

イ 減額の対象となるマンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税の納税義務者は、工事完了後3月以内に市町村に申告するものとした。

なお、本特例措置については地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）を導入することとしており、本特例措置の対象に係る固定資産税の賦課徴収のためには、参酌基準による場合も含め、特例率を定める条例を制定する必要がある。

- (10) 平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋について、取得又は改築から4年度間は固定資産税額及び都市計画税額の2分の1に相当する額を減額することとした（法附則16の3⑩、令附則12の5⑪～⑭⑯、則附則7の4⑩⑪）。
- (11) 平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から4年度間はその価格の2分の1の額とすることとした（法附則16の3⑪、令附則12の5⑮～⑰、則附則7の4⑪）。
- (12) 令和2年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和2年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部について、令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした（法附則16の4、令附則12の6、則附則7の5）。
- (13) 鉄軌道事業者が市街化区域において直接鉄軌道事業の用に供するトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その適用対象区域に箕面市を追加することとした（則10の4）。
- (14) 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の6分の5（当該設備のうち取得価額が5億円以上の大規模なものにあっては、2分の1）（現行4分の3）の額とした上、その対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長することと

- した（法附則 1 5 ⑦、令附則 1 1 ⑨）。
- (15) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象に一定の地方公共団体の補助を受けて取得したものを追加した上、その対象資産の取得期限を令和 7 年 3 月 3 1 日まで延長することとした（法附則 1 5 ⑰、則附則 6 ④）。
- (16) 平成 2 8 年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成 2 8 年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和 6 年度まで延長することとした（法附則 1 6 の 2 ①～⑨、令附則 1 2 の 4 ①～⑩、則附則 7 の 3 ①～⑨）。
- (17) 平成 2 8 年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置について、その対象資産の取得又は改築の期限を令和 7 年 3 月 3 1 日まで延長することとした（法附則 1 6 の 2 ⑩）。
- (18) 平成 3 0 年 7 月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成 3 0 年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和 6 年度まで延長することとした（法附則 1 6 の 3 ①～⑨、令附則 1 2 の 5 ①～⑩、則附則 7 の 4 ①～⑨）。
- (19) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を令和 7 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 4 ②）。
- イ 首都直下地震対策特別措置法に規定する首都直下地震緊急対策区域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和 8 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 5 ⑤）。
- ウ 鉄道事業者が全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受けて取得し、鉄道事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 5 ⑨）。
- エ 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和 7 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 5 ⑩）。
- オ 鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置につい

- て、その対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15⑪）。
- カ 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する速達性向上事業により取得した一定の都市鉄道施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15⑫）。
- キ 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和6年度まで延長すること（法附則15⑬）。
- ク 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15⑭）。
- ケ 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15⑮）。
- コ 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15⑯）。
- サ 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15⑰）。
- シ 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の改良期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15⑱）。
- ス 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その設置期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15⑲）。
- セ 特定所有者不明土地について土地使用权を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備した施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その土地使用权の取得期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15㉑）。
- ソ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15㉒）。

タ 水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、浸水被害軽減地区の指定期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15㉔）。

チ 自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた一定の自転車を賃貸する事業を行う者が取得し、かつ、当該事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15㉕）。

ツ 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助を受けて港湾脱炭素化促進事業により取得した一定の船舶のための動力源の供給の用に供する施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15㉖）。

テ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15の8①）。

ト 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された防災施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる防災施設建築物の新築期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15の8③）。

ナ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋のうち、政府の補助を受けて一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15の10）。

(20) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

ア 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ一定の業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、基盤技術研究円滑化法に規定する業務の用に供する償却資産を適用対象から除外すること（法349の3㉑、令52の10の4、旧則11の9）。

イ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和8年3月31日まで延長すること（法附則15㉗、令附則11㉗㉘、則附則6㉗）。

① その対象となる認定事業のうち事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものの事業区域の面積の要件を原則1ヘクタール以上とすること。

② その対象となる認定事業（特定都市再生緊急整備地域における事業に限る。）により整備される家屋の延べ面積の要件を7万5千平方メートル以上（現行5万平方メートル以上）とすること。

ウ 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産に政府の補助を受けて実施するラーメン橋台の耐震補強工事によって取得した一定の償却資産を追加し、その対象となる資産からそれ以外の償却資産を除外した上、その

対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15⑳、則附則6㉟㊱、旧則附則6㊲）。

エ 鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両又は改良車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の鉄道事業者等が取得する新造車両の適用要件に一定の環境性能要件を加えた上、その新造車両に係る新造期限又は改良された車両の当該改良された部分に係る改良期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15㊳、則附則6㊴）。

オ 一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用対象を当該施設について最初に当該政府の補助を受けた者に限定した上、その補助開始対象期間を令和6年3月31日まで延長すること（法附則15㊵）。

カ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる貸家住宅の床面積の要件を160平方メートル以下（現行180平方メートル以下）とした上、その対象となる住宅の新築期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15の8㊶、令附則12㊷）。

(21) 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止すること。

ア 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15㊸、旧令附則11㊹㊺、旧則附則6㊻）

イ 平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則16の2㊼、旧令附則12の4㊽～㊿、則附則7の3㊽）

3 軽自動車税

- (1) オーストラリア軍隊が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を非課税とする措置を講ずることとした（法445㊿）。
- (2) 環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税措置について、令和6年1月1日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした（法446、則15の9㊽～㊿）。
- (3) 環境性能割の税率について、令和6年1月1日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした（法451、則15の11）。
- (4) 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を廃止することとした（旧法附則29の8の2、附則29の18㊿）。
- (5) 非課税対象車等に係る環境性能割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定

等を取り消したことによるものであるときに、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する等の特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした（法附則 29 の 9 ⑤⑦）。

ア 当該認定等の申請をした者等の不正行為に起因し環境性能割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき環境性能割の額は、当該不足額に 100 分の 35（現行 100 分の 10）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすること。

イ アの者が納付した環境性能割の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこと。

- (6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした（法附則 30 ②～④、則附則 8 の 3 の 5 ③～⑤）

ア 令和 5 年度から令和 7 年度までの間に初回車両番号指定を受けた一定の三輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度分の税率の概ね 100 分の 75 を軽減する特例措置及び概ね 100 分の 50 を軽減する特例措置を講ずること。

イ 令和 5 年度及び令和 6 年度に初回車両番号指定を受けた一定の三輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度分の税率の概ね 100 分の 25 を軽減する特例措置を講ずること。

- (7) 減税対象車に係る種別割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときに、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用する等の特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした（法附則 30 の 2 ③⑤）。

ア 当該認定等の申請をした者等の不正行為に起因し種別割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき種別割の額は、当該不足額に 100 分の 35（現行 100 分の 10）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすること。

イ アの者が納付した種別割の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこと。

- (8) 環境性能割の税率について、令和 7 年 4 月 1 日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした（法 451、則 15 の 11）

- (9) 原動機付自転車の種別割の標準税率が適用される車両のうち、ミニカー及び特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当するものについては、ミニカーに係る税率区分から除くこととし、全ての特定小型原動機付自転車に現行の第一種原動機付自転車と同一の税率区分が適用されることとした（則 15 の 15）。

4 事業所税

- (1) 博覧会の会場内において設置される博覧会への参加者が博覧会に関して行う一定の事業の用に供する施設において行う事業について、令和 9 年 3 月 31 日まで、非課税とする措置を講ずることとした（法附則 32 の 4、令附則 16 の 2 の 7）。

(2) 次のとおり課税標準の特例措置を延長することとした。

ア 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人の事業については令和6年6月30日まで、個人については令和5年分まで延長すること（法附則33⑤）。

イ 一定の政府の補助を受けた者が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものにおいて行う事業に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則33⑥）。

5 国民健康保険税

(1) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円（改正前20万円）に引き上げることとした（令56の88の2②）。

(2) 国民健康保険税の減額の基準について、5割（4割・3割）減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29万円（改正前28万5千円）に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を53万5千円（改正前52万円）に引き上げることとした（令56の89①②Ⅱ）。

第3 その他

1 徴収の猶予の申請に関する調査の相手方に対し、帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求め、又は当該物件を留め置くことができることとするとともに、猶予等の不許可事由について所要の整備を行うこととした（法15の2⑨⑩⑪、令6の9）。

2 滞納処分に関する罪の適用対象に、滞納処分の執行を免れる目的で、その現状を改変して、その財産の価額を減損し、又はその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした場合を加えることとした（法69①、71の20①、71の41①、71の61①、72の69①、73の37①、74の28①、95①、144の52①、176①、177の22①、201①、286①、332①、374①、463の8①、463の28①、485の4①、542①、614①、696①、700の67①、701の19①、701の66①、729①、733の25①）。

3 滞納処分に関する検査拒否等の罪の適用対象に、国税徴収法の規定の例により行う徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した場合を加えることとした（法70①、71の21①、71の42①、71の62①、72の70①、73の38①、74の29①、96①、144の53①、177①、177の23①、202①、287①、333①、375①、463の9①、463の29①、485の5①、543①、615①、697①、700の68①、701の20①、701の67①、730①、733の26①）。

4 不申告加算金及び重加算金について、次の措置を講ずることとした。

- (1) 不申告加算金の割合（改正前100分の15）について、納入し、又は納付すべき税額が三百万円を超える部分に対する割合を100分の30に引き上げる等所要の措置を講ずること（法71の14④、71の35⑤、71の55⑤、72の46④、74の23④、90④、144の47④、171④、278④、328の11④、463の3④、483④、536④、609④、688④、701の12④、701の61④、721④、733の18⑤、令9の11の2、9の16の2、9の20の2、33の4⑤、39の3の2、40の2、43の17の4、44の4の2、45の2の4、48の18の2、52の21の2、53の4の2、53の9、54の48の3、54の59の3、56の11の2、57の79、56の89の12、56の92の3）。
- (2) 一定の不申告加算金又は重加算金を課される場合において、その期限後申告等に係る地方税の納税義務等が成立した日の属する年の前年及び前々年に当該地方税の納税義務等が成立していること等一定の要件を満たす地方税について、一定の不申告加算金若しくは重加算金を課されたことがあり、又は当該不申告加算金若しくは重加算金に係る決定をすべきと認めるときは、不申告加算金又は重加算金の割合に、それぞれ100分の10を加算すること（法71の14⑤、71の15③、71の35⑥、71の36③、71の55⑥、71の56③、72の46⑤、72の47③、74の23⑤、74の24③、90⑤、91③、144の47⑤、144の48③、171⑤、172③、278⑤、279③、328の11⑤、328の12③、463の3⑤、463の4③、483⑤、484③、536⑤、537③、609⑤、610③、688⑤、689③、701の12⑤、701の13③、701の61⑤、701の62③、721⑤、722③、733の18⑥、733の19③）。
- 5 市町村長が相続税法（所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第5条による改正後の相続税法をいう。）第58条第2項の規定により税務署長に対して行なう通知について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行なうことができることとした（法747の5①）。
- 6 地方税関係手続用電子情報処理組織の定義について、行政機関の長の範囲に総務大臣を加えることとする等の措置を講ずることとした（法762）。
- 7 公示送達について、公示事項を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方団体の掲示場に掲示し、又は公示事項をその地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとした（法20の2②）。
- 8 eL TAXを使用して行うことができる地方税関係法令に基づき行政機関の長の間で行う通知の対象に、法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例等に係る通知を追加することとした（則24の40①XI）。
- 9 地方たばこ税及び軽油引取税に係る書類（以下「地方税関係書類」という。）に係るスキャナ保存制度について、次の見直しを行うこととした（則25⑤⑦）。

- (1) 地方税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止することとした。
 - (2) 地方税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止することとした。
- 10 地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行うこととした（則 27①③）。
- (1) 地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の保存要件について、次の措置を講ずることとした。
 - ア 保存義務者が徴税吏員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの要求に応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措置について、対象者を次のとおりとすること。
 - ① その判定期間における売上高が5,000万円以下（現行1,000万円以下）である保存義務者
 - ② その電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている保存義務者
 - イ 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止すること。
 - (2) 地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、地方団体の長が当該地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの要求及び当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとした。
- 11 納付書又は納入書の様式が規定されている税目について、納税義務者又は特別徴収義務者が当該税目に係る地方団体の徴収金を地方税統一QRコード等を用いて納付し、又は納入する場合の様式を追加することとした（則 38）。

二 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律1号）に関する事項

二の第1の3(5)エに伴う所要の措置を講ずることとした（令和4年改正法附則第8条関係）。

三 航空機燃料譲与税法に関する事項

航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置について、譲与割合を、令和5年度及び令和6年度は13分の4、令和7年度及び令和8年度は15分の4、令和9年度は9分2とする等所要の措置を講ずることとした（航空機燃料譲与税法附則②～⑤）。

四 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項

- 1 滞納処分に関する罪の適用対象に、滞納処分の執行を免れる目的で、その現状を改変して、その財産の価額を減損し、又はその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした場合を加えることとした（廃止前暫定措置法 28①）。
- 2 滞納処分に関する検査拒否等の罪の適用対象に、国税徴収法の規定の例により行う徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した場合を加えることとした（廃止前暫定措置法 29①）。

五 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に関する事項

- 1 滞納処分に関する罪の適用対象に、滞納処分の執行を免れる目的で、その現状を改変して、その財産の価額を減損し、又はその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした場合を加えることとした（森林環境税法 24①）。
- 2 滞納処分に関する検査拒否等の罪の適用対象に、国税徴収法の規定の例により行う徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した場合を加えることとした（森林環境税法 25①）。

六 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に関する事項

- 1 滞納処分に関する罪の適用対象に、滞納処分の執行を免れる目的で、その現状を改変して、その財産の価額を減損し、又はその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした場合を加えることとした（特別法人事業税法 26①）。
- 2 滞納処分に関する検査拒否等の罪の適用対象に、国税徴収法の規定の例により行う徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した場合を加えることとした（特別法人事業税法 27①）。

七 総務省設置法に関する事項

総務省等の所掌事務から、地方道路譲与税に関する事務を削除することとした（総務省設置法附則 2①、4①、総務省組織令附則 5①、15）。

八 特記事項（令和 5 年度の地方税関連事務の執行に当たっての留意事項等）

- 1 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のように、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。
 - (1) 地方税共同機構が管理する e L T A X については、多くの納税企業等の端末や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要があり、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必要があることに留意すること。

また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令

和4年3月25日改定)において、eLTAXについては、必要なセキュリティ対策を講じた上で、LGWANを經由してマイナンバー利用事務系と双方向でのデータの移送を可能とする旨明記されたことから、税務事務の効率化の観点から、同ガイドラインに記載されたセキュリティ対策を講じた上で、各地方団体の基幹税務システム等とeLTAXとの双方向のデータ移送に積極的に取り組んでいただきたいこと。

さらに、情報システム機器の廃棄等については、機器内部の記憶装置からの情報漏えいのリスクを軽減する観点から、情報を復元困難な状態にする措置を徹底する必要があることから、「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治行政局地域情報政策室長通知）を踏まえ、適切に対応すること。

- (2) eLTAXを通じた申告・申請手続については、地方法人二税や固定資産税（償却資産）、事業所税の申告、個人住民税の給与支払報告書の提出など、主として法人が行う手続を中心として、順次、対象手続が拡大された。加えて、令和4年度税制改正により、地方税法令上は、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことが可能となった。各地方団体においては、引き続き、電子申告等を活用した業務の効率化を進めるとともに、eLTAXの更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。

なお、令和5年10月からは、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税及び宿泊税の申告の手続等についてもeLTAXを通じた電子化が予定されており、各地方団体において必要な準備を確実に進めていただきたいこと。

- (3) 令和元年10月から稼働した地方税共通納税システムは、地方法人二税等の対象税目について、一度の手続で複数の地方団体に対し電子納税を行うことが可能となるものである。同システムについては、令和3年度の実績として、払込件数（eLTAXから地方団体への払込件数）は約761万件（前年同期：約323万件）であるが、複数団体への一括納付により、納付件数（納税者の口座から引き落とされた件数）は約152万件（前年同期：約73万件）となっている。こうした同システムの利用によるメリットは、納税者等のみならず、地方団体や指定金融機関等にも及ぶが、その効果は、利用が促進されるにつれて高まるものである。他方で、同期間における納付金額約2.9兆円（前年同期：約1.3兆円）は、令和3年度における対象税目の決算額の15%程度であることから、今後、同システムを活用した電子納税を更に伸ばす余地は大きいものと考えており、国税当局と連携しつつ、更なる活用に向け、法人、個人事業主及び税理士会等への周知等に取り組んでいただきたいこと。

また、各地方団体においては、職員に係る源泉所得税及び個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収分）の納付について、e-Tax及びeLTAXを利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋がることから、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと。

- (4) 地方税共通納税システムについては、令和5年度から対象税目・納付手段ともに拡大されたところであり、各地方団体においては、納税者に対する周知等をはじめ、円滑な運用に取り組んでいただきたいこと。

また、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022年12月21日デジタル臨時行政調査会）において「令和5年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和6年度から原則当該QRコードを印字する」と示されたことを踏まえ、確定税額の格納が可能である各種税目の納付書には、原則当該QRコードの印字を行っていただきたいこと。

なお、上記に係るシステム改修に要する経費については、令和5年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

- (5) キャッシュレス納付の普及拡大は、納税者の利便性向上や社会全体のコスト縮減に資するものである。

「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において「令和7年（2025年）6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」とされていることや、上記で示したeLTAXを通じた電子納付の対象税目・納付手段の拡大も踏まえ、各地方団体においても、eLTAXの活用等を通じた地方税のキャッシュレス納付（口座振替、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード等）の推進に向けた環境整備や周知・広報などに積極的に取り組んでいただきたいこと。

- (6) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月7日閣議決定）に基づき、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な20業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を関係府省において作成した上で、各事業者が、標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築し、令和7年度までに各地方公共団体が当該システムに移行することを目指すこととされているため、各地方団体においては、その準備を進めていただきたいこと。

なお、基幹税務システム（対象税目等は、個人住民税（森林環境税を含む。）、法人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及びこれらに係る収滞納管理）については、「税務システム標準仕様書【第2.1版】」を令和5年3月31日に公表したところであり、本仕様書は、今後も、毎年の税制改正の内容等を反映するなどの改定を行う予定であること。

- (7) 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知については、令和6年度課税分から、特別徴収義務者が申出をしたときは、電子で通知しなければならないこととされていることを踏まえ、未対応の市町村においては令和5年度中に電子で通知を行うことが可能となるよう対応いただきたいこと。
- (8) 給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）については、令和6年度課税分から、個々の納税義務者に電子的に通知する体制を有する特別徴収義務者が申出をしたときは、電子で通知しなければならないこととされており、各市町村において、地方税共同機構が作成する仕様書等を参考に、電子化に向けて基幹税務システムの改修等の作業を確実に進めていただきたいこと。

なお、上記に係るシステム改修に要する経費については、令和5年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

- (9) 市町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、書面により提供を行っている市町村は、eL TAXを利用した扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。
- (10) 被扶養者のマイナンバーを活用して、他市町村に居住する扶養者の情報を効率的に取得することを可能とするシステム上の対応について、地方団体の実務担当者を中心に検討していくこととしていること。
- (11) 令和5年度税制改正により、国税の源泉徴収票の提出方法の見直しが行われ、令和9年1月1日以降に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について、給与等の支払をする者が、市町村長に給与支払報告書等を提出した場合には、税務署長に給与所得等の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされたこと。

上記の見直しに伴い、給与所得等の源泉徴収票の税務署長への提出を要しないこととされる給与等の範囲が、給与支払報告書等に係る給与等と同じ範囲とすることとされたこと。

この見直しにより、源泉徴収票と給与支払報告書等の一元化がなされ、基本的には市町村に提出されることとなるが、提出データ（書面又は光ディスク等に係るもの）を国税連携システムにより国税庁に一括して提供することにより、これまで税務署から受けていた課税情報の照会は基本的になくなることとなるため、市町村における事務負担の軽減や事務の効率化が図られるものである。

詳細については、現在、国税庁との調整を行っているところであり、今後必要な情報提供を行う予定であること。また、標準仕様書についても、当該要件を実装するための改定を予定していること。

- (12) 地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、事業者の負担を軽減するための方策が示されていること。

特に、財産調査で用いる金融機関照会様式、給与等照会様式及び競争入札参加資格申請用の納税証明書の交付申請様式については、全国地方税務協議会（現：地方税共同機構）において統一様式が取りまとめられており、当該統一様式の使用について、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。

- (13) 行政機関と金融機関間で行う預貯金等の照会・回答については、原則書面で行われており、双方において大きな業務負担となっていること。これを受け、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）においては、「行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」こととされている。各地方団体においては、地方税関係の照会・回答が多くを占めている現状を踏まえ、金融機関との間の預貯金等照会・回答業務のデジタル化について、積極的に検討いただきたいこと。

- (14) 地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む。）については、納税義務者である

事業者等から、書面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供が求められた場合には、各地方団体においては、事業者等からの求めに応じて当該データを提供することについて、積極的に検討いただきたいこと。

2 地方税分野におけるマイナンバーの利用等

課税情報や納税義務者等の情報とマイナンバーとの紐付けは、地方税の適正な課税に資するものであり、地方税関係通知のデジタル化の検討においても前提となるものであるから、各地方団体においては、事業者等の協力も得ながら納税義務者等のマイナンバーを把握した上、課税情報等とマイナンバーとの積極的な紐付けを進めていただきたいこと。

特に、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けに関しては、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが、固定資産税の適正な課税のために重要であることから、積極的に進めていただきたいこと。

具体的には、住民基本台帳との連携を図るとともに、住所地が課税団体と異なる納税義務者については、マイナンバーを用いて住民基本台帳ネットワークにより照会を行うことで、死亡の事実を適時に把握することが可能であるので、適切に活用されたいこと。なお、詳細については、「固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けの推進について」（令和4年9月27日付け総税固第57号総務省自治税務局固定資産税課長通知）を参照いただきたいこと。

また、地方税分野におけるマイナンバーの利用に際しては、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の内容に留意し、

ア 委託先において、作業場所や人員等に関して、地方団体が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか、あらかじめ確認する。

イ 委託契約の締結にあたっては、許諾なき再委託の禁止や委託先に対する実地調査を行うことができる規定等を盛り込む。

ウ 委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため、定期的な実地調査や作業状況の報告聴取等を実施するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底していただきたいこと。

3 地方税法第382条に基づく登記所から市町村長への通知（以下「登記済通知」という。）

）及び登記済通知と併せて提供されている地図及び図面情報並びに同法第422条の3に基づく市町村長から登記所への通知については、令和2年1月から、電子データのオンラインによる受渡しが可能となっており、市町村と管轄登記所との間で協議を行い、可能な限りオンラインによる受渡しを行うよう努めていただきたいこと。受渡し方法やデータ形式等の詳細及び留意事項については、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等については」（平成31年4月26日付け総税固第31号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項について」（令和元年12月27日付け総税固第48号総務省自

治税務局固定資産税課長通知)等を参照いただきたいこと。

なお、市町村長から登記所への通知及び同法第73条の22に基づく市町村長から都道府県知事への固定資産評価額等の通知については、令和4年8月31日に公表した「税務システム標準仕様書【第2.0版】」において、通知すべき項目を定めるとともに、当該項目をCSV形式で出力する機能を【実装必須項目】として定めたことから、適切に対応されたいこと。また、市町村長から都道府県知事への通知については、令和8年度に予定されているeLTAXのシステム更改に合わせて、eLTAXにより通知が可能となる予定であるため、活用されたいこと。

4 適格請求書等保存方式への対応等

(1) 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）について、次の事項に留意いただきたいこと。

ア インボイス制度開始後は、地方公共団体から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、一般会計及び特別会計のそれぞれの会計において、税務署へ適格請求書発行事業者の登録を申請する必要があること。また、請求書等発行システムの改修を行うなどの準備が必要となる場合があることに留意の上、一般会計及び現時点で課税事業者である特別会計においては、早急に申請いただきたいこと。

また、現時点で免税事業者である特別会計においては、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得ることから、対応要否について適切に検討いただき、課税事業者に対する消費税課税取引が存在するなど、インボイス発行の必要がある会計においては、早急に申請いただきたいこと。

イ インボイス制度の開始が迫っていることを踏まえ、インボイス制度への円滑な移行のため、国税局、税務署や地域の事業者団体等と連携した制度の周知・広報に協力いただくほか、各府省庁等が作成する広報素材（リーフレット等）を事業者が参集するイベントや地方団体の窓口等で配布したり、インボイス制度に関する周知を各地方団体の広報誌において行うなど、各地方団体において主体的に周知・広報を行っていただきたいこと。

その際、制度の内容に加え、制度対応に係る事業者向けの支援措置等についても、周知・広報いただきたいこと。

ウ 令和5年度税制改正において、次のとおり、インボイス制度に関する見直しがされる予定である。については以下の点にご留意の上、上記ア及びイに対応いただきたいこと。

① 免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合に、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間においては、納付税額を、その課税期間における売上げに係る消費税額の2割とすることができることとする経過措置を講ずる。

② 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

③ 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。

④ 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、現行制度においては、当該課税期間の初日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出しなければならないが、15日前の日までに登録申請書を提出しなければならないこととし、この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。

エ インボイス制度開始後は、登録事業者である滞納者の資産（消費税が課税されない土地等を除く）を公売する場合において、買受人からインボイスの交付請求があったときは、媒介者交付特例により、執行機関が滞納者に代わってインボイスを交付することができることとされている。媒介者交付特例においては、売手から媒介者に対し、自身が登録事業者である旨を事前に通知する必要があるが、公売の場合は滞納者から執行機関への事前通知は不要とされている。については、執行機関は以下の点に留意いただきたいこと。

① 滞納者が登録事業者であるか否かを把握すること。

② 公売物品が滞納者の家事共有資産である場合、事業用割合を把握すること。

③ 滞納者が登録事業者である場合、公売公告において、インボイスの交付が可能であることを周知すること。

④ 買受人からの交付請求に応じ、インボイスを交付すること。

⑤ 交付したインボイスの写しを保存すること。

⑥ 交付したインボイスの写しを滞納者に送付すること。なお、滞納者に対して、買受人を秘匿しておく必要がある場合には、精算書の送付でもよいとされている。

オ 「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する関係資料について（周知）」（令和5年1月19日付け自治税務局都道府県税課事務連絡）により、インボイス制度に関する広報素材等関係資料を送付しているので、周知・広報に活用いただきたいこと。

(2) その他地方消費税に係る事項

ア 引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが地方税法上明記されており、各地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総税都第2号総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において明示することにより議会に対しその使途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。

イ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているので配慮いただきたいこと。

5 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者であることを証する証票については、これをゴルフ場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならないとされているところ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、デジタル社会の実現に向けた構造改革が求められていることを踏まえ、各地方団体においては、納税者（ゴルフ場利用者）の利便

性向上に資するため、当該ゴルフ場での証票の掲示に加え、その記載事項を一覧にして地方団体のホームページにおいて掲載するなど、インターネットを活用した特別徴収義務者に係る情報の公表に積極的に取り組んでいただきたいこと。

- 6 新たな在留資格の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が平成31年4月から施行されたところであるが、外国人労働者について、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特別徴収の適切な実施、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図っていただきたいこと。

また、外国人労働者の転入等の手続の機会に、これらの制度も含め、円滑な納税に資する情報提供に取り組んでいただきたいこと。総務省としても、外国人労働者及び外国人労働者を雇用する特別徴収義務者に個人住民税や特別徴収等の制度内容をより一層理解していただくため、当該制度内容を記載した広報素材を提供しているため、各地方団体において、積極的に広報に取り組んでいただきたいこと。

- 7 ふるさと納税については、その制度趣旨を踏まえ、寄附金の使途について創意工夫が図られることが望ましいものであり、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組などを進めていただくことが重要であること。

ふるさと納税指定制度下においては、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、各指定基準に適合する必要があるため、各地方団体は、自団体が取り扱う返礼品等が各指定基準に適合していることを、常に確認すること。その際、類似する返礼品等が他の地方団体において提供されていること等は基準に適合している理由とはならないため、「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和4年6月23日付け総務省第56号総務省自治税務局市町村税課長通知）、「ふるさと納税制度の適正な運用について」（令和4年9月22日付け総務省第88号総務省自治税務局市町村税課長通知）等を参照の上、基準適合性について適正に判断するとともに、基準適合性に疑義が生じた場合には、速やかに当該返礼品等の取扱いを停止した上で、総務省への照会を行う等、適切に対応すること。

また、返礼品等の選定・調達、広告等の一部又は全部を外部事業者に委託している場合であっても、各指定基準に適合しなくなったと認められたときは指定取消しとなり得るものであるため、その内容の確認を十分に行うなど適切に対応すること。

ワンストップ特例申請については、複数のポータルサイト事業者等により、マイナンバーカードを利用してオンラインで申請できるサービスが開始されたところであるが、オンライン申請は、寄附者及び地方団体の双方の事務負担の軽減につながると考えられることから、積極的に取り組んでいただきたいこと。

- 8 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであり、令和2年度税制改正において控除割合の引上げや手続の簡素化等が行われたことも踏まえ、積極的な取組を進めていただきたいこと。

- 9 森林環境税及び森林環境譲与税は、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、地球温暖化防止、災害防止等の役割を担う森林を支える仕組みとして創設されたことを踏まえ、令和6年度の円滑な課税開始に向けて、各地方団体においては、森林環境譲与税を森林整備や木材利用等

に一層有効に活用いただき、その事業の実績や効果について、住民に対する説明責任を十分に果たしていただきたいこと。

また、各地方団体においては、制度に対する住民の理解を深めるために、広報誌への掲載や納税通知書に同封する書面への記載など、制度の周知に努めていただくとともに、森林環境税の課税のためのシステム改修を確実に進めていただきたいこと。

なお、上記に係る広報及びシステム改修に要する経費については、令和5年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

このほか、森林環境税の賦課徴収の事務については、地方自治法上の第1号法定受託事務であることから、「森林環境税の賦課徴収における市町村の事務に係る処理基準について」（令和4年9月9日付け総税市第76号総務省自治税務局長通知）及び「森林環境税の非課税及び免除に係る留意事項について」（令和4年9月9日付け総税市第77号総務省自治税務局市町村税課長通知）に沿って適正に事務処理を行う必要があること。

- 10 屋外分煙施設等の整備の促進に関して、令和5年度与党税制改正大綱において、令和4年度与党税制改正大綱に引き続き、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととする。」とされたところであること。

については、「健康増進法」（平成14年法律第103号）も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、駅前・商店街などの場所における公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設の整備が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。

なお、一定の屋外分煙施設の整備に要する経費については、特別交付税措置を講じているところであること。

- 11 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

- 12 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

- 13 近年、大規模な災害が相次いで発生しているところであるが、今後とも、災害が発生した場合には、被害の実態を踏まえて、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、迅速かつ適切な対応を図るよう努めていただきたいこと。

- 14 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮していただきたいこと。

- 15 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。
- 16 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。
また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。
- 17 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者に対しては、地方税法第15条の規定に基づく徴収の猶予又は同法第15条の6の規定に基づく換価の猶予の対象となり得ること等について丁寧に説明するとともに、これらの申請・審査の手続きを行う際には、担保の徴取や延滞金の取扱い等を含め、申請者の個別具体的な実情を十分に把握した上で柔軟かつ適切に対応していただきたいこと。
- 18 滞納整理などの徴収事務においては、関連法令等に関する専門的な知識や経験の蓄積が求められるが、行革の推進等により地方団体の税務職員数は減少傾向にあることから、税務職員が研修を受講する機会の充実に加え、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。
- 19 税務行政においては、個人情報への誤った取扱いにより、納税者に損害や不利益を与えることがないように、地方税の賦課徴収に関する個人情報の取扱いに万全を期していただきたいこと。その際には、納税者の住所や家族等に関する情報など、当該団体内の他の部署が主として取得・保有し、税務当局においても活用している情報についても、その取扱いに万全を期していただくとともに、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について（周知）」（令和元年6月27日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、適正な事務執行を行っていただきたいこと。
- 20 租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組等、引き続き、その充実に向けた取組を推進していただきたいこと。
- 21 所有者不明土地対策等に資するため、次に掲げる各個別法に基づく関係部局からの情報提供の求めに応じて、地方団体の税務部局が固定資産課税台帳の一定の情報を関係部局に提供したとしても地方税法第22条の守秘義務に抵触しないものと解される旨について、これまで各個別法の改正等の際に通知しているところであり、各地方団体においては、引き続き適切に対応していただきたいこと。
 - (1) 森林法第191条の2に基づく林務担当部局からの情報提供の求め（「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取り扱いについて」（平成24年3月26日付け総税固第14号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取り扱いについて」（令和2年6月15日付け総税固第39号総務省自治税務局固定資産税課長通知））

- (2) 農地法第51条の2に基づく農業委員会等からの情報提供の求め（「固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて」（平成26年3月31日付け総税固第23号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて」（令和5年3月24日付け総税固第19号総務省自治税務局固定資産税課長通知））
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条に基づく空家等担当部局からの情報提供の求め（「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成27年2月26日付け総税固第15号総務省自治税務局固定資産税課長通知））
- (4) 都市再生特別措置法第109条の13又は第109条の21に基づく都市計画担当部局からの情報提供の求め（「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する低未利用土地等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成30年7月13日付け総税固第54号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内の土地等の所有者に関する情報の内部利用について」（令和2年9月7日付け総税固第53号総務省自治税務局固定資産税課長通知））
- (5) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第43条又は第44条に基づく所有者不明土地等担当部局又は登記官からの情報提供の求め（「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地の所有者等に関する情報の取扱い等について」（平成30年11月15日付け総税固第73号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地の所有者等に関する情報の取扱い等について」（令和4年11月1日付け総税固第71号総務省自治税務局固定資産税課長通知））
- (6) 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第8条に基づく登記官からの情報提供の求め（「固定資産課税台帳に記載されている表題部所有者不明土地の所有者等に関する情報の取扱い等について」（令和元年11月22日付け総税固第37号総務省自治税務局固定資産税課長通知））
- (7) 国土調査法第31条の2に基づく地籍調査部局からの情報提供の求め（「地籍調査における固定資産税の課税のために利用する目的で保有する所有者等関係情報の内部利用等について」（令和2年6月15日付け総税固第40号総務省自治税務局固定資産税課長通知））
- (8) 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第7条又は第22条に基づく内閣総理大臣からの情報提供の求め（「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行に伴う固定資産課税台帳に関する情報の取扱い等について」（令和4年12月27日付け総税固第81号総務省自治税務局固定資産税課長通知））
- (9) 不動産登記法第151条に基づく登記官からの情報提供の求め（「登記官の職権による登記又は地図の作成のための固定資産課税台帳に関する情報の取扱い等について」（令和5年3月22日付け総税固第25号総務省自治税務局固定資産税課長通知））

22 公示送達の見直しについては、他法令における公示送達制度の見直しの適用時期を踏まえ実施することとされており、別途、省令等の改正を行う予定であること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「旧法」：地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）による改正前の地方税法

「2条改正前法」：地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第2条による改正前の地方税法

「旧令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の地方税法施行令

「旧則」：地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）による改正前の地方税法施行規則

「令和4年改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律1号）

「廃止前暫定措置法」：地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法

「森林環境税法」：森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）

「特別法人事業税法」：特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）